

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年12月27日（平成28年（行情）諮問第737号）

答申日：平成29年2月15日（平成28年度（行情）答申第731号）

事件名：H28年度職員の復命書（自殺した児童生徒が所属する教育委員会に対して事情聴取したもの）の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「H28年度職員の復命書（自殺した児童生徒が所属する教育委員会に対して事情聴取したもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月16日付け28受文科初第1578号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

本件開示請求は、「H28年度職員の復命書（自殺した児童生徒が所属する教育委員会に対して事情聴取したもの）」の開示を求めるものである。

文部科学省では、平成28年度において、本件不開示決定までの間、自殺した児童生徒に係る事情聴取のために教育委員会に職員が出張した事実はない。そのため、当該出張に係る復命書を作成しておらず、本件対象文書を保有していないため、法9条2項の規定に基づき、不開示決定を行ったところ、審査請求人から、不開示決定処分の取消しを求める審査請求がなされたものである。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」と主張しているが、以上で述べたとおり、請求に係る文書を保有していな

いため、原処分を維持することが妥当と考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年2月13日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件開示請求は、「H28年度職員の復命書（自殺した児童生徒が所属する教育委員会に対して事情聴取したもの）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象文書を作成又は取得しているはずであるとして、本件対象文書を不存在により不開示とした原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 審査請求人は、自殺した児童生徒が所属する教育委員会への事情聴取に伴う平成28年度の職員の復命書（旅行者が出張終了後、用務の実施状況のほか出張日程等を旅行命令権者に報告する文書）の開示を求めている。

イ 上記第3の1において説明したとおり、文部科学省職員が平成28年度当初から原処分までの間に自殺した児童生徒に係る事情聴取のため教育委員会へ出張したという事実はない。

ウ 念のため、文部科学省内の書庫・ロッカー等を探索したが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

エ 以上のことから、本件対象文書に該当する文書を文部科学省では、保有していない。

(2) 本件対象文書を保有していないとする、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、その探索方法について不十分であるとはいえない。

したがって、文部科学省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

##### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不

開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋